第１号の３様式（第６条関係）

年　　月　　日

杉並区長　宛

申請者　住所
（建築主等）氏名（フリガナ）
電話　　（　　）

代理人　住所
氏名
電話　　（　　）
E-mail
担当者名

狭あい道路拡幅整備事前協議書

杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例施行規則第６条の規定により、杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例第３条（第１項・第２項）の事前協議を申請します。

以下の協議内容については、申請者及び土地所有者全員の承諾を得た上で申請してください。相違ない場合は、以下の☐にチェックを入れてください。
☐本協議内容については、申請者及び申請地の土地所有者全員の承諾を得ています。

添付書類	１　案内図（２部）　２　現況平面図（縮尺１：１００）（２部） ３　登記事項証明書（土地）及び公図の写し（各１部）
協議に係る土地（申請地）の所在地	（地　　番）　杉並区　　丁目　　番 （住居表示）　杉並区　　丁目　　番　　号
申請地の土地所有者	住所 氏名 電話

以下の該当する☐にチェックを入れてください。

前面道路の種別	☐　２項道路 ☐　その他（　　）	☐　特別区道・区有通路 ☐　私道 ☐　その他（　　）

協議事項	中心線・後退用地	別添現況平面図のとおり ・確認申請等及び建築計画概要書の配置図には、現況平面図のとおり現況道路幅員や後退寸法を記入します。 ・後退用地には、通行の支障となるものを設置しません。
	整備方法	☐　区整備を希望（以下(1)～(4)について承諾します。） (1)後退用地内にある支障物（工作物、埋設物、土地境界標示物等）は、区の整備工事前に申請者側で撤去します。 (2)舗装及びL形側溝移設等の工事は、既存の道路と同等の施工内容となることに同意します。 (3)拡幅整備に伴う電柱の後退移設は、設置者との協議に応じます。 (4)私道の場合、拡幅整備後の後退用地等は、所有者が管理します。 ☐　自主整備（別添自主整備計画書のとおり）
	隅切り用地（東京都建築安全条例）	☐　あり（　　か所） ＊区道と区道の隅切りについて以下にチェックしてください。 ☐隅切り用地を建築敷地面積に算入する。（自己管理） ☐隅切り用地を建築敷地面積に算入しない。（道路区域に編入し区管理） ☐　なし
	特記事項	